

平成31年3月5日

各 位

千葉県森林組合 南部支所
支所長 相川正和

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり平成31年度安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の10日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

- 1 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成12年労働基準局発第66号通達
刈払機の点検、操作
開催日 平成31年4月19日(金)
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 2 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則(昭和47年労号)第36条第1項第8号該当
開催日 平成31年4月25日(木)～26日(金)
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 3 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則(昭和47年労号)第36条第1項第8号該当
開催日 平成31年5月14日(火)～15日(水)
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成12年労働基準局発第66号通達
刈払機の点検、操作
開催日 平成31年5月30日
(木)会場 千葉県林業サービスセンター

- 5 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 平成 31 年 6 月 21 日
(金) 会場 千葉県林業サービスセンター

- 6 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則(昭和 47 年労号)第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 平成 31 年 6 月 27 日(木)~28 日(金)
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 7 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 平成 31 年 7 月 12 日(金)
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 8 林業安全講習会
開催日 平成 31 年 8 月 5 日(月)
会場 千葉県林業サービスセンター若しくは依頼先フィールド

- 9 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則(昭和 47 年労号)第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 平成 31 年 10 月 7 日(月)~9 日
(水) 会場 千葉県林業サービスセンター

- 10 車両系木材伐出機械等特別教育(走行系)
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2
(平 25 告示第 125 号)
開催日 平成 31 年 10 月 15 日(火)~16
(水) 会場 千葉県林業サービスセンター

11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育

平成 12 年労働基準局発第 66 号通達

刈払機の点検、操作

開催日 平成 31 年 11 月 14 日 (木)

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

12 車両系建設機械 3t 未満特別教育

労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号

開催日 平成 31 年 11 月 20 (水) ~21 日
(木) 会場 千葉県林業サービスセンター

13 機械集材装置の運転業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 7 号該当

開催日 平成 31 年 12 月 3 (火) ~4 日
(水) 会場 千葉県林業サービスセンター

14 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当

~~開催日 平成 31 年 12 月 9 日 (月) ~10 日~~
定員に達しました。

14 林業安全講習会

開催日 平成 31 年 12 月 13 日 (金)

会場 千葉県林業サービスセンター若しくは依頼先フィールド

15 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育

労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当

~~開催日 平成 32 年 2 月 13 日 (木) ~14 日 (金)~~

定員に達しました。

16 車両系建設機械 3t 未満特別教育

労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号

開催日 平成 32 年 3 月 12 (木) ~13 日 (金)

会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェーンソー、刈払機講習については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張講習については、チェーンソー10 名以上、刈払機 5 名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30 円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

(土日、祝日の場合 1 日につき 10,000 円を負担していただきます。)

※NPO 団体等に対するチェーンソー、刈払機等安全講習会も実施しておりますのでご相談下さい。

申請費用 (研修費 1 週間前までに下記振り込みください)

チェーンソー 15,100 円 (林災防会員 14,100 円)
刈払機 10,600 円 (// 9,600 円)

機械集材装置 28,800 円

車両系建設機械 9,000 円

車両系木材伐出機械 35,800 円

(走行系)

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市
農業協同組合 清和支店

口座番号 : 普通 1623305

口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

※申し込み先と研修場所が異なりますので確認をお願いします。

研修場所は、2 会場ありますので確認願います。

1 会場 千葉県林業サービスセンター

住所 富津市宝竜寺 11

2 会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

住所 君津市植畑 632

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当 木村、小林

住所 君津市西粟倉 135 0439-37-2004 FAX 0439-37-2007

※チェーンソー特別教育に係る省令の一部改正が8月12日に公布されます。
詳細については後日千葉県森林組合、千葉県林業労働災害防止協会ホームページにてご連絡いたします。

既にチェーンソー特別教育安衛則第36条第8号修了者及び安衛則第36条第8号の2の教育を修了されている方につきましては補講を受講いただくこととなりますので合わせてホームページにてご確認下さい。